

諮問番号：令和7年度諮問第29号
答申番号：令和7年度答申第43号

答 申 書

第1 審査会の結論

〇〇〇市社会福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、令和5年11月13日付けで審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第2 審査関係人等の主張の要旨

1 審査請求人

保護開始前にサービスを受けて支払った介護サービス費を対象として保護受給中に支給された「高額介護サービス費」は、保護受給中に支払った介護サービス費に係る給付ではないから、保護とは無関係であり、審査請求人に受ける権利がある。また、行政の都合で給付が迅速に行われなかったものであり、返還を求められることは納得できない。

したがって、本件処分の取消しを求める。

2 審査庁

本件審査請求は棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 法第63条の解釈と運用について

法第63条は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた被保護者に対して、その受けた保護金品に相当する金額の全額の返還を一律に義務付けるのではなく、その金額の範囲内において保護の実施機関の定める額の返還を義務付けるにとどまるものである。

これは、全額を一律に返還させたのでは、最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反するおそれや、その自立を阻害することとなるおそれがあることから、金額の決定を保護の実施機関の合理的な裁量に委ねたものと解される。

したがって、保護の実施機関は、法第63条に基づく返還決定を行うにあたって、同条の趣旨に従い、被保護者の資産や収入の状況、受けた保護金品の使用の状況、その生活実態、当該地域の実情等の諸事情を調査して、これらを踏まえ、返還決定が被保護者の最低生活及び自立にもたらず影響等を考慮したうえで、個々の場合に返還を求める金額の決定について適切に裁量を行使しなければならない（福岡地方裁判所平成26年3月11日判決（平24行（ウ）22号・賃金と社会保障1615・1616号112頁）及び東京地方裁判所平成29年2月1日判決（平27（行ウ）625号・賃金と社会保障1680号33頁）参照）。

(2) 本件についてみると、処分庁は、審査請求人が受給した令和5年4月分から同年6月分までの高額介護サービス費の合計58,682円(以下「本件収入」という。)について、法第63条に基づき費用返還を求める本件処分を行ったことが認められる。そこで、本件処分の適法性を検討するにあたり、収入認定額、要返還額及び返還請求額のそれぞれの決定について、以下検討する。

(3) 収入認定額の決定について

審査請求人は、本件収入について、生活保護受給以前に受け、費用を支払った介護サービスに対する給付であり、受け取る権利があるにもかかわらず、生活保護を受給している場合に、返還を求められることに納得がいかない旨主張する。

法第4条のとおり、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。また、法第63条のとおり、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている。さらに、生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8の3（2）ア（ア）のとおり、恩給、年金、失業保険金その他の公の給付は、その実際の受給額を収入として認定することとされている。

以下検討すると、①介護保険の処分庁である〇〇〇市長（以下「市長」という。）は、令和5年7月20日付けで審査請求人に対し、同年4月分の高額介護サービス費18,803円を支給決定（以下「本件支給決定1」

という。)したこと、②市長は、同年8月18日付けで審査請求人に対し、同年5月分の高額介護サービス費19,636円を支給決定(以下「本件支給決定2」という。)したこと、③市長は、同年9月20日付けで審査請求人に対し、同年5月分の高額介護サービス費1,364円を支給決定(以下「本件支給決定3」という。)したこと、④市長は、同年9月20日付けで審査請求人に対し、同年6月分の高額介護サービス費18,879円を支給決定(以下「本件支給決定4」といい、本件支給決定1、本件支給決定2及び本件支給決定3と併せて、「本件各支給決定」という。)したことが認められる。

これらの事実を踏まえると、本件各支給決定は、市長が、介護保険法の規定に基づき、審査請求人に対し支給を決定したものであり、これにより市がその給付に要する費用を負担することとされている給付であるため、本件各支給決定による支給額である本件収入は公の給付であることが認められる。したがって、次官通知第8の3(2)ア(ア)に照らし、本件処分において、本件収入の実際の受給額を審査請求人の資力とし、収入認定した処分庁の判断に不合理な点は認められず、審査請求人の主張は認められない。

(4) 要返還額の決定について

ア 本件収入の資力の発生時点

費用返還と資力の発生時点については、生活保護問答集について(平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。(以下「問答集」という。)問13-6答のとおり、自動車事故等第三者の加害行為により被害にあった場合、損害賠償請求権は単なる可能性のようなものでは足りず、それが客観的に確実性を有するに至ったと判断される時点とすることが適当であること及び離婚、婚約不履行等に伴う慰謝料の支払いがあった場合、資力の発生は、調停、審判、訴訟等の結果、慰謝料請求権自体が客観的に確実性を有するに至った時点でとらえる必要があることとされている。これらのことから、本件収入の資力発生日について、いかなる時点をもって、本件収入の資力が客観的に確実性を有するに至ったかについて検討を要する。

この点、処分庁は審査請求人が保護開始前に高額介護サービス費の支給申請を行ったことから、本件収入の資力発生日を保護開始前と認定したことが認められる。

介護保険法(平成9年法律第123号)第51条、介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「施行令」という。)第22条の2の2第13項、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第83条の4第1項のとおり、高額介護サービス

費の支給には、その支給を受けようとする者からの申請が必要とされており、市町村は、申請に基づき、支給の可否及び程度を決定することになる。

そうすると、本件収入に関して、高額介護サービス費の支給額が決定された日をもって、本件収入の資力が客観的に確実性を有するに至ったと捉えることが素直であり、支給申請の時点が保護開始前であることをもって、本件収入の資力発生日を保護開始前とした処分庁の判断には疑念が残る。

イ 処分庁の支弁額

本件収入の支給決定に関して、①令和5年6月29日、本件支給決定1（審査請求人に対する18,803円の支給）が決定されたこと、②同年7月28日、本件支給決定2（審査請求人に対する19,636円の支給）が決定されたこと、③同年8月30日、本件支給決定3（審査請求人に対する1,364円の支給）及び本件支給決定4（審査請求人に対する18,879円の支給）が決定されたことが認められる。

処分庁が審査請求人に対し、審査請求人の保護開始（令和5年7月）から同年11月までに支弁した保護費は、23,910円（同年7月）、156,717円（同年8月）、51,322円（同年9月）、53,807円（同年10月）及び53,137円（同年11月）の合計338,893円であることが認められる。

これらの事実関係を踏まえると、仮に、前記アのとおり、本件収入の資力発生日を本件各支給決定の日とし、処分庁が資力発生日以降に審査請求人に対し支弁した保護費と本件各支給決定による収入を比較した場合であっても、支弁額が本件各支給決定による収入よりも大きく、要返還額の算定に影響がない。

ウ まとめ

したがって、処分庁が本件処分において算定した要返還額に、本件処分を取り消すまでの瑕疵があったとはいえない。

(5) 返還請求額の決定について

生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて（平成24年7月23日厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）1(1)のとおり、法第63条に基づく費用返還の取扱いについては、原則全額を返還対象としつつ、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合、当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額について、返還額から控除することが可能であるとされている。

以下検討すると、①令和5年10月3日、処分庁は、審査請求人代理人に対し、本件収入全額について返還の必要性があること及び自立更生費に関して領収書の提出があれば検討することを説明したこと、②同日、処分庁は、審査請求人代理人に対し、同月31日までに自立更生費として控除を希望する物品に関する領収書の提出を依頼したこと、③同月16日、審査請求人代理人は、自立更生費を証する書類として、おしりふき、その他日用品及び食品等を購入した領収書等を処分庁に提出したこと、④同月23日、処分庁は前記③のとおり提出のあった領収書等の内容を確認し、自立更生費としては認められないとしたこと、⑤同年11月2日、処分庁はケース診断会議を開催し、自立更生費について課長通知1(1)に照らし、該当するものがないことから、同月13日付けで要返還額全額を返還請求額とする本件処分を行ったことが認められる。

- これらのことからすると、処分庁は審査請求人に対し自立更生費について説明し、審査請求人からの申出内容に対し、課長通知1(1)に照らし、自立更生費に該当するか否か組織的な検討を行ったうえで、本件処分を行ったことが認められ、その判断の過程に違法又は不当な点は認められない。
- (6) 以上を踏まえると、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。
- (7) 他に本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和7年11月7日	諮問の受付
令和7年11月14日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：11月25日 口頭意見陳述申立期限：11月25日
令和7年12月24日	第1回審議
令和8年1月6日	処分庁に対する質問(回答：令和8年1月9日付け)
令和8年1月26日	第2回審議
令和8年3月13日	第3回審議

第5 審査会の判断

1 法令等の規定

- (1) 法第4条は、生活保護制度の基本原理の一つである「保護の補足性」に

ついて規定しているが、その第1項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条は、「(前略) この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

- (2) 法第63条は、「費用返還義務」について規定しており、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

なお、本条文については、本来受けるべきでなかった保護金品を得たときの返還義務を規定したものであり、また、返還額は、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであると解されている。

- (3) 介護保険法第51条は、「高額介護サービス費の支給」について、第1項において「市町村は、要介護被保険者が受けた居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）又は施設サービスに要した費用の合計額として政令で定めるところにより算定した額から、当該費用につき支給された居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費及び特例施設介護サービス費の合計額を控除して得た額（次条第1項において「介護サービス利用者負担額」という。）が、著しく高額であるときは、当該要介護被保険者に対し、高額介護サービス費を支給する。」と、第2項において「前項に規定するもののほか、高額介護サービス費の支給要件、支給額その他高額介護サービス費の支給に関して必要な事項は、居宅サービス、地域密着型サービス又は施設サービスに必要な費用の負担の家計に与える影響を考慮して、政令で定める。」と定めている。

- (4) 施行令第22条の2の2第13項は、「高額介護サービス費の支給に関する手続について必要な事項は、厚生労働省令で定める。」と定めている。

- (5) 施行規則第83条の4は、「高額介護サービス費の支給の申請」について、第1項において「令第22条の2の2の規定による高額介護サービス費の支給を受けようとする要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。（後略）」と定めている。

- (6) 次官通知第8の3(2)ア(ア)は、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受給額を認定すること。

(後略)」と記している。

なお、次官通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項に基づく処理基準（以下「処理基準」という。）である。

- (7) 生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7の2（5）アは、被服費について、「被保護者が次のいずれかに該当する場合であつて、次官通知第7に定めるところによって判断したうえ、必要と認めるときは、それぞれに定める額の範囲内において特別基準の設定があつたものとして被服費を計上して差し支えないこと。（中略）」とし、（ア）から（カ）までを示したうえで、その（カ）において「常時失禁状態にある患者（介護施設入所者を除く。）等が紙おむつ等を必要とする場合 月額21,700円以内」と記している。

なお、局長通知は処理基準である。

- (8) 課長通知1（1）は、法第63条に基づく費用返還の取扱いに係る返還対象額について、「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。（中略）」とし、控除して差し支えない額として①から⑥までの額を示し、その④において「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであつて、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。（後略）」と記している。

- (9) 問答集問7-42答は、「紙おむつ等の「等」とはどんなものを指すのか。」との問に対し、「布おむつ、貸しおむつ、おむつの洗濯代のほか、おむつカバーや油紙等失禁防除のために必要な物をいうものである。」と記している。

- (10) 問答集問13-6答は、費用返還と資力の発生時点について、その(3)において「自動車事故等第三者の加害行為により被害にあつた場合、加害行為の発生時点から被害者は損害賠償請求権を有することとなるので、原則として、加害行為の発生時点で資力の発生があつたものと取り扱うこととなる。しかしながら、ここにいう損害賠償請求権は単なる可能性のようなものでは足りず、それが客観的に確実性を有するに至つたと判断される時点とすることが適當である。（中略）公害による被害者の損害賠償請求等の場合は、請求時点では、加害行為の有無等不法行為成立の要件の有無が明らかではなく、事後的にこれに関する判決が確定し、又は和解が成立した時点ではじめて損害賠償請求権が客観的に確実性を有することにな

求人に対し、同年5月に受けた介護サービスについて、高額介護サービス費として1,364円を、また同年6月に受けた介護サービスについて、高額介護サービス費として18,879円をそれぞれ同年9月27日に給付する決定を通知した。

- (6) 令和5年10月3日、処分庁は審査請求人代理人に対し、高額介護サービス費については全額返還となること及び自立更生費に関して領収書の提出があれば検討することを説明した。審査請求人代理人は、保護開始前に受けたサービスに対し支払ったものが還付されているので返還となることはおかしいとして納得しなかったが、自立更生費に係る領収書については提出することとなった。なお、このとき処分庁は審査請求人代理人に対して、おむつ代であれば自立更生費の対象になり得ると説明するとともに、同月31日までに自立更生費として控除を希望する物品に関する領収書の提出を依頼した。
- (7) 令和5年10月16日、審査請求人代理人は、おしりふき、その他日用品及び食品等を購入した領収書等を処分庁に提出した。
- (8) 令和5年10月23日、処分庁の担当職員は、審査請求人代理人から提出された領収書等を確認したが、おむつは購入されておらず、おしりふき等の購入費用についてはすべて自立更生費として認められないと判断した。
- (9) 令和5年10月31日、処分庁は、審査請求人代理人に対し、提出された領収書を精査したが自立更生費として認められるものがなく、全額返還となる旨を説明し、審査請求人代理人から銀行での納付は困難との申出があったため、分割して保護費から天引きすることとした。
- (10) 令和5年11月2日、処分庁はケース診断会議を開催し、(2)、(4)及び(5)の高額介護サービス費の合計58,682円を保護開始前の資力として取り扱い、同年7月の保護開始から同年11月までに支弁した保護費の合計を338,893円と算定し、高額介護サービス費の全額を法第63条に基づく返還の対象とすることを決定した。
- (11) 令和5年11月13日、処分庁は(10)の決定に基づき、審査請求人に対し「生活保護法第63条に基づく費用の返還について(通知)」を發出し、本件処分を行った。当該通知書には、「あなたは令和5年7月6日から本市にて生活保護を受給中ですが、介護保険高額介護サービス費として合計58,682円を受け取りました。これは(中略)法第63条に基づく返還義務の対象となりますので、通知します。」「返還金額 58,682円」と記載されていた。
- (12) 令和5年12月14日、審査請求人は本件審査請求を行った。

3 判断

(1) 法第63条の解釈と運用について

法第63条は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた被保護者に対して、その受けた保護金品に相当する金額の全額の返還を一律に義務付けるのではなく、その金額の範囲内において保護の実施機関の定める額の返還を義務付けるにとどまるものである。

これは、全額を一律に返還させたのでは、最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反するおそれや、その自立を阻害することとなるおそれがあることから、金額の決定を保護の実施機関の合理的な裁量に委ねたものと解される。

したがって、保護の実施機関は、法第63条に基づく返還決定を行うにあたって、同条の趣旨に従い、被保護者の資産や収入の状況、受けた保護金品の使用の状況、その生活実態、当該地域の実情等の諸事情を調査して、これらを踏まえ、返還決定が被保護者の最低生活及び自立にもたらす影響等を考慮したうえで、個々の場合に返還を求める金額の決定について適切に裁量を行使しなければならない（福岡地方裁判所平成26年3月11日判決（平24行（ウ）22号・賃金と社会保障1615・1616号112頁）及び東京地方裁判所平成29年2月1日判決（平27（行ウ）625号・賃金と社会保障1680号33頁）参照）。

(2) 本件についてみると、処分庁は、審査請求人が受給した令和5年4月分から同年6月分までの高額介護サービス費の合計58,682円（本件収入）について、法第63条に基づき費用返還を求める本件処分を行ったことが認められる。そこで、本件処分の適法性を検討するにあたり、収入認定額、要返還額及び返還請求額のそれぞれの決定について、以下検討する。

(3) 収入認定額の決定について

審査請求人は、本件収入について、生活保護の受給開始以前に提供を受け、費用を支払った介護サービスに対する給付であり、審査請求人が受け取る権利があるにもかかわらず、生活保護受給中に支払われた場合に返還を求められることに納得がいかない旨主張する。

法第4条のとおり、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。また、法第63条のとおり、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、すみやかにその受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている。さらに、次官通知第8の3（2）ア（ア）のとおり、恩給、年金、失業保険金その他の公の給付は、その実際の受給額を収入として認定すること

とされている。

以下検討すると、①市長は、令和5年7月20日付けで審査請求人に対し、同年4月分の高額介護サービス費18,803円を支給する本件支給決定1を行ったこと、②市長は、同年8月18日付けで審査請求人に対し、同年5月分の高額介護サービス費19,636円を支給する本件支給決定2を行ったこと、③市長は、同年9月20日付けで審査請求人に対し、同年5月分の高額介護サービス費1,364円を支給する本件支給決定3を行ったこと、④市長は、同年9月20日付けで審査請求人に対し、同年6月分の高額介護サービス費18,879円を支給する本件支給決定4を行ったことが、それぞれ認められる。

これらの事実を踏まえると、本件各支給決定は、市長が介護保険法第51条の規定に基づき審査請求人に対し給付を決定したものであり、市がその給付に要する費用を負担するものであるから、これは次官通知第8の3(2)ア(ア)にいう「公の給付」に該当するものであり、かつ、これにより審査請求人世帯の最低限度の生活の維持のために活用可能な資産が増加したことは明らかであることから、収入認定すべき収入にあたると思われる。

したがって、本件収入は次官通知第8の3(2)ア(ア)にいう「公の給付」に該当すると認められるから、本件処分において、本件収入の実際の受給額を審査請求人の資力として収入認定した処分庁の判断に不合理な点は認められず、審査請求人の主張は認められない。

(4) 要返還額の決定について

ア 本件収入の資力の発生時点

費用返還と資力の発生時点については、問答集問13-6答のとおり、自動車事故等第三者の加害行為により被害にあった場合、損害賠償請求権は単なる可能性のようなものでは足りず、それが客観的に確実性を有するに至ったと判断される時点とすることが適当であること及び離婚等に伴う慰謝料の支払いがあった場合、資力の発生は、調停、審判、訴訟等の結果、慰謝料請求権自体が客観的に確実性を有するに至った時点でとらえる必要があることとされている。これらのことから、本件収入の資力発生日について、いかなる時点をもって本件収入の資力が客観的に確実性を有するに至ったかについて検討を要する。

この点、処分庁は、審査請求人が保護開始前に高額介護サービス費の支給申請を行ったことから、本件収入について「保護開始前の資力」と認定したことが認められる。

介護保険法第51条、施行令第22条の2の2第13項、施行規則第83条の4第1項のとおり、高額介護サービス費の支給には、その支給

を受けようとする者からの申請が必要とされており、市町村はその申請に基づき支給の可否及び程度を決定することとなる。

そうすると、本件収入に関しては、高額介護サービス費の支給額が決定された日をもって本件収入の資力が客観的に確実性を有するに至ったと捉えることが自然であり、支給申請の時点が保護開始前であることをもって、本件収入について、保護開始前（申請時）に資力が発生していたとする処分庁の判断には疑念が残る。

イ 処分庁の支弁額

本件収入の支給決定に関して、①令和5年6月29日、本件支給決定1（審査請求人に対する18,803円の支給）がなされたこと、②同年7月28日、本件支給決定2（審査請求人に対する19,636円の支給）がなされたこと、③同年8月30日、本件支給決定3（審査請求人に対する1,364円の支給）及び本件支給決定4（審査請求人に対する18,879円の支給）がなされたことが認められる。

一方、処分庁が審査請求人に対し、審査請求人の保護開始（令和5年7月）から同年11月までに支弁した保護費は、同年7月分が23,910円、同年8月分が156,717円、同年9月分が51,322円、同年10月分が53,807円、同年11月分が53,137円であり、合計338,893円であることが認められる。

ウ これらの事実を踏まえると、前記アで述べたとおり、本件収入の資力発生日を本件各支給決定日とし、資力発生日以降に審査請求人に対し支弁した保護費と本件各支給決定による収入を比較した場合であっても、支弁額が本件各支給決定による収入よりも大きいため、要返還額の算定に影響はなかったものである。

したがって、要返還額を58,682円と算定した本件処分には、これを取り消すまでの瑕疵があるとはいえない。

(5) 返還請求額の決定について

課長通知1（1）のとおり、法第63条に基づく費用返還の取扱いについては、原則全額を返還対象としつつ、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合、当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額について、返還額から控除することが可能であるとされている。

以下検討すると、①令和5年10月3日、処分庁は、審査請求人代理人に対し、本件収入全額について返還の必要性があること及び自立更生費に関して領収書の提出があれば検討することを説明したこと、②同日、処分庁は、審査請求人代理人に対し、同月31日までに自立更生費として控除

を希望する物品に関する領収書の提出を依頼したこと、③同月16日、審査請求人代理人は、自立更生費を証する書類として、おしりふき、その他日用品及び食品等を購入したときの領収書等を処分庁に提出したこと、④同月23日、処分庁の担当職員は前記③のとおり提出のあった領収書等の内容を確認し、自立更生費としては認められないと判断したこと、⑤同年11月2日、処分庁はケース診断会議を開催し、自立更生費について課長通知1(1)に照らし、該当するものがないことから、同月13日付けで要返還額全額を返還請求額とする本件処分を行ったことが認められる。

これらのことからすると、処分庁は審査請求人に対し自立更生費について説明し、審査請求人からの申出内容に対し、課長通知1(1)に照らし、自立更生費に該当するか否か組織的な検討を行ったうえで本件処分を行ったことが認められ、その判断の過程に違法又は不当な点は認められない。

なお、審査請求人が自立更生費控除の対象としてレシート等を提出した「おしりふき」については、問答集問7-42答において、「紙おむつ等」の「等」とは「失禁防除のために必要な物をいう」とされており、その対象物としても例示されていない。このことについて、厚生労働省社会・援護局保護課に確認したところ、一般的におしりふきについては「失禁防除のために必要な物」とは判断しがたいと考えられるとの見解であったことからしても、おしりふきを控除の対象外とした処分庁の判断が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くとまではいえない。

- (6) 以上を踏まえると、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。
- (7) 他に本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第3部会

委員(部会長) 野呂 充

委員 相間 佐基子

委員 重本 達哉